



保育園・認定こども園・幼稚園の利用料は？

	保育園・認定こども園(保育認定 ^{※1})・地域型保育事業施設・企業主導型保育事業施設	幼稚園・認定こども園(教育認定 ^{※2})
市民税課税世帯	3～5歳児クラスが無償	満3～5歳児が無償
市民税非課税世帯	0～5歳児クラスが無償	「子ども・子育て支援新制度」対象外の幼稚園の場合、月額25,700円が上限となります。

- 申請手続きは不要です。ただし「子ども・子育て支援新制度」対象外の幼稚園は、無償化を受けるための認定申請が必要です。
- 通園送迎費、給食費(主食・副食)、教材費などは無償化の対象外です。ただし、年収360万円未満相当世帯の児童および全世帯の第3子以降の児童については、給食費のうち副食費が免除されます。
※市では、第3子以降の児童に該当する基準を緩和しています。また、保育園児の第3子以降児童に加えて、市独自に幼稚園児の第3子以降児童も給食費のうち副食費を免除します。
- 企業主導型保育事業施設は、国の定める標準的な利用料が無料となります。詳しくは利用している園に確認してください。
- ※1 保育認定…共働き世帯など、児童の保育の必要があり、8～11時間の利用が認められた人。
- ※2 教育認定…児童の保育を必要とせず、幼稚園と同等の4時間程度の利用が認められた人。

幼稚園と認定こども園(教育認定)の預かり保育^{※3}の利用料は？

共働き世帯の子どもなど、保育の必要な3歳児クラスから無償(月額11,300円まで)

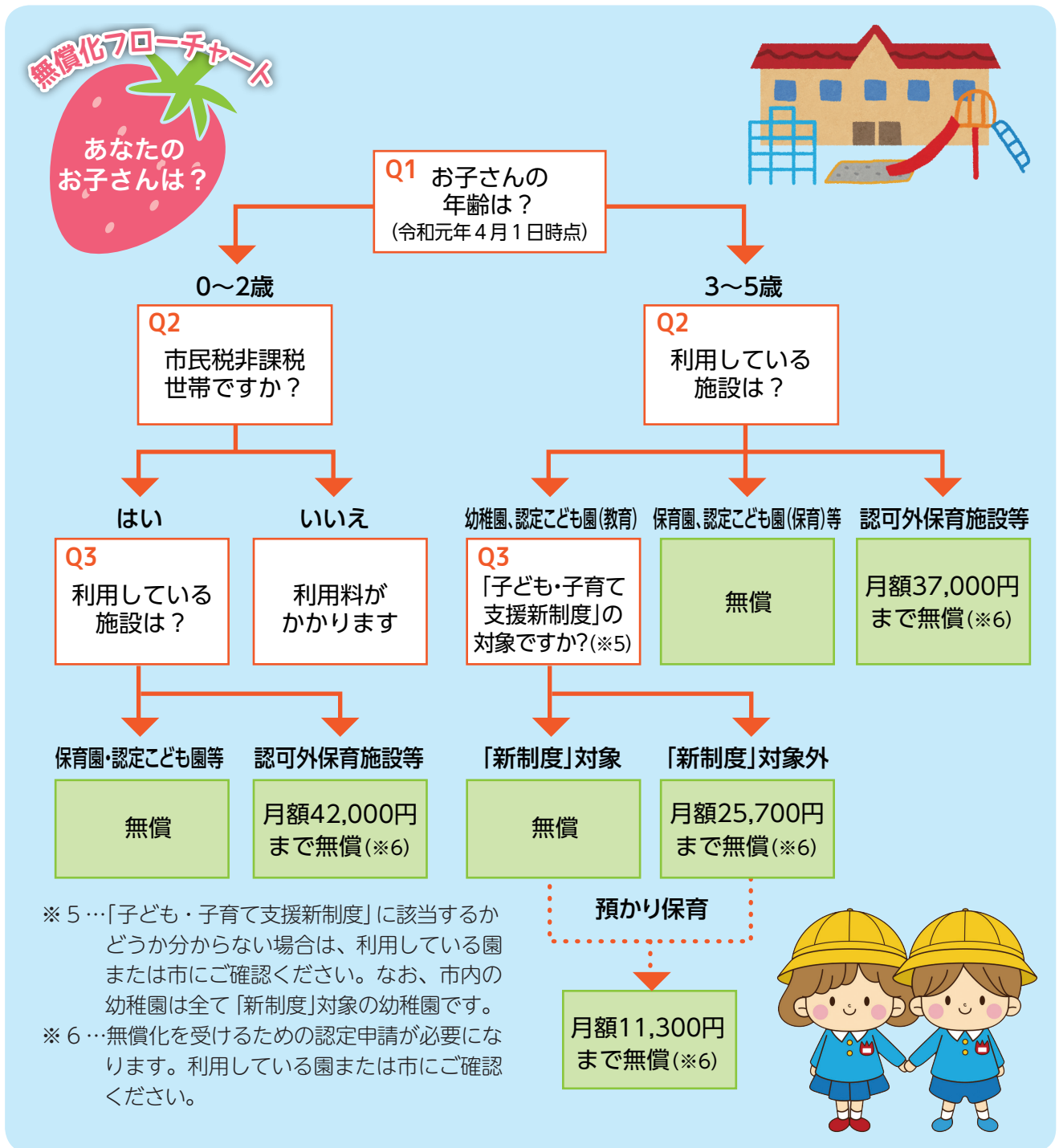
- 市民税非課税世帯は、満3歳になったあと、最初の3月31日まで無償(月額16,300円まで)となります。
- 実際の利用料または $450円 \times 利用日数$ のうち、低い方の金額が無償化の対象となります。
- 無償化を受けるための認定申請が必要です。
- ※3 預かり保育…幼稚園および認定こども園(教育認定)で、教育時間の前後に延長して預かりを実施すること。

認可外保育施設^{※4}等の利用料は？

認可外保育施設や 保育園の一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業の利用料	
市民税課税世帯	3～5歳児クラスが無償(月額37,000円まで)
市民税非課税世帯	0～5歳児クラスが無償(月額42,000円まで)

○保育園や幼稚園を利用していない場合、無償化を受けるための認定申請が必要です。
○保育園の一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業を利用した場合は、施設から「領収書」と「提供証明書」の交付を受け、市に提出してください。

※4 認可外保育施設…一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。



※5 …「子ども・子育て支援新制度」に該当するかどうか分からない場合は、利用している園または市にご確認ください。なお、市内の幼稚園は全て「新制度」対象の幼稚園です。

※6 …無償化を受けるための認定申請が必要になります。利用している園または市にご確認ください。